

7 第二項の月数は、暦に従つて計算し、一月に満たない端数を生じたときは、これを一月とする。

8 第二項の規定の適用を受ける法人が適格合併により合併法人に準備金設定資産を移転した場合（附則第一百三十条第六項前段に規定する場合を除く。）には、その適格合併直前における特別修繕準備金の金額は、当該合併法人に引き継ぐものとする。この場合において、その合併法人が引継ぎを受けた特別修繕準備金の金額は、当該合併法人がその適格合併の日において有する第二項の特別修繕準備金の金額（当該合併法人の当該適格合併の日を含む事業年度が連結事業年度に該当する場合には、同条第二項の特別修繕準備金の金額）とみなす。

9 前項又は附則第一百三十条第六項の場合において、これらの規定の合併法人（その適格合併後において連結法人に該当するものを除く。）がその適格合併の日を含む事業年度の確定申告書等を青色申告書により提出することができる者でないときは、当該事業年度終了の日における特別修繕準備金の金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

10 第八項又は附則第一百三十条第六項の合併法人（その適格合併後において連結法人に該当するものを除く。）のその適格合併の日を含む事業年度以後の各事業年度（当該適格合併の日を含む事業年度が連結事

業年度に該当する場合には、当該連結事業年度後の各事業年度)に係る第二項の規定の適用については、同項に規定する特別修繕準備金の金額は、第八項又は同条第六項の規定により当該合併法人が有するものとみなされた特別修繕準備金の金額を含むものとする。この場合において、当該合併法人が有するものとみなされた特別修繕準備金の金額については、第二項中「当該各事業年度の月数を乗じてこれを四十八（当該法人が中小企業者である場合には、百二十）で除して」とあるのは、「当該各事業年度の月数（当該適格合併の日を含む事業年度にあつては、同日から同日を含む事業年度終了の日までの期間の月数）を乗じてこれを四十八月（当該法人が中小企業者である場合には、百二十月）から経過期間（施行日以後最初に開始する事業年度開始の日（施行日以後最初に開始する事業年度が連結事業年度に該当する場合は、当該連結事業年度開始の日）から当該適格合併の日の前日までの期間をいう。）の月数を控除した月数で除して」とする。

11 第二項の規定の適用を受ける法人が適格分割により分割承継法人に準備金設定資産を移転した場合（附則第百三十条第八項前段に規定する場合を除く。）には、その適格分割直前における当該準備金設定資産に係る特別修繕準備金の金額は、当該分割承継法人に引き継ぐものとする。この場合において、その分割

承継法人が引継ぎを受けた特別修繕準備金の金額は、当該分割承継法人がその適格分割の日において有する第二項の特別修繕準備金の金額（当該分割承継法人の当該適格分割の日を含む事業年度が連結事業年度に該当する場合には、同条第二項の特別修繕準備金の金額）とみなす。

12 前項の場合において、第二項の規定の適用を受ける法人のその適格分割の日を含む事業年度（同日が当該法人の事業年度開始の日である場合の当該事業年度を除く。）については、当該適格分割の日の前日を当該事業年度終了の日とみなして、同項の規定を適用する。この場合において、同項中「当該各事業年度の月数」とあるのは、「当該各事業年度の月数（当該適格分割の日を含む事業年度にあつては、当該適格分割の日を含む事業年度開始の日から当該適格分割の日の前日までの期間の月数）」とする。

13 第十一項又は附則第百三十条第八項の場合において、これらの規定の分割承継法人（その適格分割後ににおいて連結法人に該当するものを除く。）がその適格分割の日を含む事業年度の確定申告書等を青色申告書により提出することができる者でないときは、当該事業年度終了の日における特別修繕準備金の金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

14 第十一項又は附則第百三十条第八項の分割承継法人（その適格分割後において連結法人に該当するもの

を除く。）のその適格分割の日を含む事業年度以後の各事業年度（当該適格分割の日を含む事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該連結事業年度後の各事業年度）に係る第二項の規定の適用については、同項に規定する特別修繕準備金の金額は、第十一項又は同条第八項の規定により当該分割承継法人が有するものとみなされた特別修繕準備金の金額を含むものとする。この場合において、当該分割承継法人が有するものとみなされた特別修繕準備金の金額については、第二項中「当該各事業年度の月数を乗じてこれを四十八（当該法人が中小企業者である場合には、百二十）で除して」とあるのは、「当該各事業年度の月数（当該適格分割の日を含む事業年度にあつては、同日から同日を含む事業年度終了の日までの期間の月数）を乗じてこれを四十八月（当該法人が中小企業者である場合には、百二十月）から経過期間（施行日以後最初に開始する事業年度開始の日（施行日以後最初に開始する事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該連結事業年度開始の日）から当該適格分割の日の前日までの期間をいう。）の月数を控除した月数で除して」とする。

- 15 第二項の規定の適用を受ける法人が適格現物出資により被現物出資法人に準備金設定資産を移転した場合（附則第二百三十条第十一項前段に規定する場合を除く。）には、その適格現物出資直前における当該準

備金設定資産に係る特別修繕準備金の金額は、当該被現物出資法人に引き継ぐものとする。この場合において、その被現物出資法人が引継ぎを受けた特別修繕準備金の金額は、当該被現物出資法人の当該適格現物出資の日において有する第二項の特別修繕準備金の金額（当該被現物出資法人の当該適格現物出資の日を含む事業年度が連結事業年度に該当する場合には、同条第二項の特別修繕準備金の金額）とみなす。

16 前項の場合において、第二項の規定の適用を受ける法人のその適格現物出資の日を含む事業年度（同日が当該法人の事業年度開始の日である場合の当該事業年度を除く。）については、当該適格現物出資の日の前日を当該事業年度終了の日とみなして、同項の規定を適用する。この場合において、同項中「当該各事業年度の月数」とあるのは、「当該各事業年度の月数（当該適格現物出資の日を含む事業年度にあつては、当該適格現物出資の日を含む事業年度開始の日から当該適格現物出資の日の前日までの期間の月数）」とする。

17 第十五項又は附則第二百三十条第十一項の場合において、これらの規定の被現物出資法人（その適格現物出資後において連結法人に該当するものを除く。）がその適格現物出資の日を含む事業年度の確定申告書等を青色申告書により提出することができる者でないときは、当該事業年度終了の日における特別修繕準

備金の金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

18 第十五項又は附則第百三十条第十一項の被現物出資法人（その適格現物出資後において連結法人に該当するものを除く。）の適格現物出資の日を含む事業年度以後の各事業年度（当該適格現物出資の日を含む事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該連結事業年度後の各事業年度）に係る第二項の規定の適用については、同項に規定する特別修繕準備金の金額は、第十五項又は同条第十一項の規定により当該被現物出資法人が有するものとみなされた特別修繕準備金の金額を含むものとする。この場合において、当該被現物出資法人が有するものとみなされた特別修繕準備金の金額については、第二項中「当該各事業年度の月数を乗じてこれを四十八（当該法人が中小企業者である場合には、百二十）で除して」とあるのは、「当該各事業年度の月数（当該適格現物出資の日を含む事業年度にあつては、同日から同日を含む事業年度終了の日までの期間の月数）を乗じてこれを四十八月（当該法人が中小企業者である場合には、百二十月）から経過期間（施行日以後最初に開始する事業年度開始の日（施行日以後最初に開始する事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該連結事業年度開始の日）から当該適格現物出資の日の前日までの期間をいう。）の月数を控除した月数で除して」とする。

(商工組合等の留保所得の特別控除に関する経過措置)

第一百四条 旧租税特別措置法第六十一条第一項に規定する法人の施行日前に終了した事業年度分の法人税については、なお従前の例による。

(国際戦略総合特別区域における指定特定事業法人の課税の特例に関する経過措置)

第一百五条 新租税特別措置法第六十一条の規定は、法人の附則第一条第十号に定める日以後に終了する事業年度分の法人税について適用する。

(認定研究開発事業法人等の課税の特例に関する経過措置)

第一百六条 新租税特別措置法第六十一条の二の規定は、法人の附則第一条第九号に定める日以後に終了する事業年度分の法人税について適用する。

(使途秘匿金の支出がある場合の課税の特例に関する経過措置)

第一百七条 新租税特別措置法第六十二条第八項の規定は、平成二十四年一月一日以後に法人に対しても行う国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律第七十四条の二(第一項第二号に係る部分に限る。)の規定による質問、検査又は提示若しくは提出の要求(附則第五十五条に規定する経過措置

調査等に係るものを除く。) について適用する。

- 2 平成二十三年十二月三十一日以前に旧租税特別措置法第六十二条第八項の法人に対して行つた旧法人税法第百五十三条(旧法人税法第百五十五条において準用する場合を含む。)の規定による質問又は検査(附則第三十五条に規定する経過措置調査に係るものと含む。)については、なお従前の例による。

(法人の資産の譲渡等の場合の課税の特例に関する経過措置)

- 3 第百八条 法人が施行日前に行つた旧租税特別措置法第六十四条第一項第四号に規定する土地等の譲渡に係る法人税については、なお従前の例による。

- 2 新租税特別措置法第六十五条の四第一項第十四号の二の規定は、法人が附則第一条第十号に定める日以後に行う同項に規定する土地等の譲渡に係る法人税について適用する。

- 3 新租税特別措置法第六十五条の七から第六十五条の九まで(新租税特別措置法第六十五条の七第一項の表の第一号又は第十号に係る部分に限る。)の規定は、法人が施行日以後に取得をする同表の第一号又は第十号の下欄に掲げる資産について適用し、法人が施行日前に取得をした旧租税特別措置法第六十五条の七第一項の表の第一号又は第十九号の下欄に掲げる資産については、なお従前の例による。

4 法人が施行日前に行つた旧租税特別措置法第六十五条の七第一項の表の第二号から第四号まで、第八号、第十一号から第十二号まで、第十六号又は第十八号の上欄に掲げる資産の譲渡に係る法人税については、なお従前の例による。

5 新租税特別措置法第六十五条の七から第六十五条の九まで（新租税特別措置法第六十五条の七第一項の表の第二号、第四号又は第五号に係る部分に限る。）の規定は、法人が施行日以後に行う同表の第二号、第四号又は第五号の上欄に掲げる資産の譲渡に係る法人税について適用し、法人が施行日前に行つた旧租税特別措置法第六十五条の七第一項の表の第五号、第七号又は第九号の上欄に掲げる資産の譲渡に係る法人税については、なお従前の例による。

6 新租税特別措置法第六十五条の十三第一項の規定は、法人が施行日以後に行う同項に規定する所有隣接土地等の譲渡に係る法人税について適用し、法人が施行日前に行つた旧租税特別措置法第六十五条の十三第一項に規定する所有隣接土地等の譲渡に係る法人税については、なお従前の例による。

（国外関連者との取引に係る課税の特例に関する経過措置）

第一百九条 新租税特別措置法第六十六条の四第二項の規定は、法人の平成二十三年十月一日以後に開始する

事業年度分の法人税について適用し、法人の同日前に開始した事業年度分の法人税については、なお従前の例による。

- 2 新租税特別措置法第六十六条の四第八項、第十項（第九項に係る部分を除く。）及び第十二項の規定は、平成二十四年一月一日以後に同条第八項に規定する同種の事業を営む者に對して行う質問、検査又は提示若しくは提出の要求（同項に規定する法人につき同日前から引き続き行われていてる調査（同日前に当該法人に對して当該調査に係る旧法人税法第二百五十三条又は旧法人税法第二百五十五条において準用する旧法人税法第二百五十三条の規定による質問又は検査を行つていたものに限る。以下この項及び第四項において「経過措置調査」という。）に係るもの除去。）について適用し、同日前に旧租税特別措置法第六十六条の四第八項に規定する同種の事業を営む者に對して行つた同項の規定による質問又は検査（経過措置調査に係るもの）については、なお従前の例による。

- 3 新租税特別措置法第六十六条の四第九項及び第十項（第九項に係る部分に限る。）の規定は、平成二十四年一月一日以後に提出される同条第九項に規定する帳簿書類について適用する。

- 4 新租税特別措置法第六十六条の四第十一項の規定は、平成二十四年一月一日以後に同条第八項に規定す

る同種の事業を営む者に対しても質問、検査又は提示若しくは提出の要求（経過措置調査に係るもの除外する。）について適用する。

5 新租税特別措置法第六十六条の四第十七項の規定は、施行日以後に国税に係る共通的な手続並びに納稅者の権利及び義務に関する法律第二十三条第一項に規定する法定申告期限が到来する法人税について適用する。

6 新租税特別措置法第六十六条の四第十八項の規定は、施行日以後に同項各号に定める期限又は日が到来する法人税について適用し、施行日前に旧租税特別措置法第六十六条の四第十五項各号に定める期限又は日が到来した法人税については、なお従前の例による。

7 新租税特別措置法第六十六条の四第二十一項の規定は、施行日以後に同条第十八項各号に定める期限又は日が到来する法人税について適用する。

8 施行日から平成二十三年十二月三十一日までの間における新租税特別措置法第六十六条の四第二十三項の規定の適用については、同項中「第六項まで、第九項及び第十一項」とあるのは、「第六項まで」とする。

(内国法人の特定外国子会社等に係る所得の課税の特例に関する経過措置)

第一百十条 新租税特別措置法第六十六条の六第三項及び第四項の規定は、同条第一項各号に掲げる内国法人の施行日以後に終了する事業年度に係る同項に規定する課税対象金額を計算する場合の同条第三項に規定する適用対象金額（当該内国法人に係る同項に規定する特定外国子会社等の平成二十二年四月一日以後に開始した事業年度に係るものに限る。）及び当該内国法人の施行日以後に終了する事業年度に係る同条第四項に規定する部分課税対象金額を計算する場合の同項に規定する部分適用対象金額（当該内国法人に係る同項に規定する特定外国子会社等の平成二十二年四月一日以後に開始した事業年度に係るものに限る。）について適用し、旧租税特別措置法第六十六条の六第一項各号に掲げる内国法人の施行日前に終了した事業年度に係る同項に規定する課税対象金額を計算する場合の同条第三項に規定する適用対象金額及び当該内国法人の施行日前に終了した事業年度に係る同条第四項に規定する部分課税対象金額を計算する場合の同項に規定する部分適用対象金額については、なお従前の例による。

(特殊関係株主等である内国法人に係る特定外国法人に係る所得の課税の特例に関する経過措置)

第一百十一条 新租税特別措置法第六十六条の九の二第四項の規定は、同項に規定する特殊関係株主等である

内国法人の施行日以後に終了する事業年度に係る同項に規定する部分課税対象金額を計算する場合の同項に規定する部分適用対象金額（当該内国法人に係る同項に規定する特定外国法人の平成二十二年四月一日以後に開始した事業年度に係るものに限る。）について適用し、旧租税特別措置法第六十六条の九の二第四項に規定する特殊関係株主等である内国法人の施行日前に終了した事業年度に係る同項に規定する部分課税対象金額を計算する場合の同項に規定する部分適用対象金額については、なお従前の例による。

（認定特定非営利活動法人に対する寄附金の損金算入等の特例に関する経過措置）

第一百十二条 新租税特別措置法第六十六条の十一の二第九項の規定は、同条第五項の規定により施行日以後に認定を取り消された法人の施行日以後に開始する事業年度において支出する金額について適用する。

（中小企業者等以外の法人の欠損金の繰戻しによる還付の不適用に関する経過措置）

第一百十三条 新租税特別措置法第六十六条の十三第一項（第一号に係る部分に限る。）の規定は、法人の施行日以後に開始する事業年度において生じた欠損金額について適用し、法人の施行日前に開始した事業年度において生じた欠損金額については、なお従前の例による。

（農業生産法人の肉用牛の売却に係る所得の課税の特例に関する経過措置）

第一百四条 新租税特別措置法第六十七条の三の規定は、法人の平成二十四年四月一日以後に終了する事業年度分の法人税について適用し、法人の同日前に終了した事業年度分の法人税については、なお従前の例による。この場合において、法人の同日前に開始し、かつ、同日以後に終了する事業年度における同条の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

第一項	
（その売却した肉用牛が、財務省令とし、財務省令（当該売却をした日を含む事業年度）	（平成二十四年四月一日から当該事業年度終了の日までの期間内にその売却した肉用牛が財務省令とし、その売却した肉用牛が財務省令（当該事業年度開始の日から平成二十四年三月三十日までの期間（以下この項において「従前期間」という。）及び同年四月一日から当該事業年度終了の日までの期間（以下この項において「経過期間」という。）
が千五百頭	が二千頭に当該従前期間の月数を乗じてこれを十二で除

第六項	第五項	、千五百頭
前項	事業年度が	、当該従前期間及び経過期間内の当該免税対象飼育牛に じてこれを十二で除して計算した頭数とを合計した頭数
	事業年度（平成二十四年四月一日前に開始し、かつ、同 日以後に終了する事業年度を除く。）が	該当する肉用牛の頭数の合計のうち当該合計した頭数
第一項	所得税法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第 号）附則第一百十四条の規定により読み替えられた	して計算した頭数と千五百頭に当該経過期間の月数を乗

(振替国債の利子等の非課税等に関する経過措置)

第一百十五条 新租税特別措置法第六十七条の十七第七項及び第八項の規定は、同条第七項に規定する外国金融機関等が施行日以後に開始する同項に規定する債券現先取引又は証券貸借取引につき支払を受ける同項に規定する特定利子及び貸借料等について適用し、旧租税特別措置法第六十七条の十七第七項に規定する

外国金融機関等に該当する外國法人が施行日前に開始した同項に規定する債券現先取引につき支払を受け  
る同項に規定する特定利子については、なお従前の例による。

(農林中央金庫の合併等に係る課税の特例に関する経過措置)

第一百六条 旧租税特別措置法第六十八条の二第二項に規定する法人が施行日前に行つた同項に規定する共  
同事業現物出資については、なお従前の例による。

(課税所得の範囲の変更等の場合の特例に関する経過措置)

第一百七条 新租税特別措置法第六十八条の三の四第二項の規定は、施行日以後に同条第一項に規定する特  
定普通法人が同項に規定する公益法人等に該当することとなる場合について適用し、施行日前に旧租税特  
別措置法第六十八条の三の四第一項に規定する特定普通法人が同項に規定する公益法人等に該当すること  
となつた場合には、なお従前の例による。この場合において、施行日から附則第一条第十号に定め  
る日までの間における新租税特別措置法第六十八条の三の四第二項の規定の適用については、同項中「  
第四十二条の十第三項並びに第四十二条の十一第三項」とあるのは、「並びに第四十二条の十第三項」と  
する。

(中小企業者等である連結法人の法人税率の特例に関する経過措置)

第一百八条 旧租税特別措置法第六十八条の八第一項の表の第一欄に掲げる連結親法人又は同条第二項に規定する協同組合等である連結親法人の施行日前に開始し、かつ、施行日以後に終了する連結事業年度の連結所得に係る法人税法その他法人税に関する法令の規定の適用については、同条の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同条第一項及び第二項中「終了する各連結事業年度」とあるのは、「終了する各連結事業年度（同年四月一日前に開始し、かつ、同日以後に終了する連結事業年度を含む。）」とする。

(連結法人が試験研究を行つた場合の法人税額の特別控除に関する経過措置)

第一百九条 新租税特別措置法第六十八条の九第十四項及び第十五項の規定は、施行日以後に連結確定申告書等（期限後申告書を除く。以下同じ。）の提出期限が到来する法人税について適用し、施行日前に連結確定申告書等の提出期限が到来した法人税については、なお従前の例による。

(連結法人が試験研究を行つた場合の法人税額の特別控除の特例に関する経過措置)

第一百二十条 新租税特別措置法第六十八条の九の二第十項の規定は、施行日以後に連結確定申告書等の提出

期限が到来する法人税について適用し、施行日前に連結確定申告書等の提出期限が到来した法人税については、なお従前の例による。

(連結法人がエネルギー需給構造改革推進設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除に関する経過措置)

第一百二十二条 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日前に取得又は製作若しくは建設をした旧租税特別措置法第六十八条の十第一項に規定するエネルギー需給構造改革推進設備等を同項に規定する事業の用に供した場合における法人税については、同条の規定は、なおその効力を有する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

第二項

第六十八条の九、次条第二項

所得税法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第号。第四項において「平成二十三年改正法」という。）第二十条の規定による改正後の租税特別措置法（以下この条において「新租税特別措置法」という。）

		第三項	
又はその連結子法人に帰せられる金額がある場合には、当該金	控除される金額がある場合には、当該金額	第六十八条の十三並びに第六十 八条の十四第二項、第三項及び 第五項	第六十八条の九、新租税特別措置法第六十八条の十第二 項、第三項及び第五項、新租税特別措置法第六十八条の 十一第二項
は新租税特別措置法第六十八条の十第二項の規定により	得に対する調整前連結税額から控除される金額がある場合 合には、これらの金額	新租税特別措置法第六十八条の十三、新租税特別措置法 第六十八条の十四第二項、第三項及び第五項、新租税特 別措置法第六十八条の十五第二項、第三項及び第五項並 びに新租税特別措置法第六十八条の十五の二	新租税特別措置法第六十八条の十三、新租税特別措置法 第六十八条の十四第二項、第三項及び第五項、新租税特 別措置法第六十八条の十五第二項、第三項及び第五項並 びに新租税特別措置法第六十八条の十五の二

			額
	第五項	第四項	
第六十八条の十三第四項、第六	第七項	第四十二条の五第二項	当該連結事業年度の連結所得に対する調整前連結税額から控除される金額のうち当該連結親法人若しくはその連結子法人に帰せられる金額がある場合には、これらの金額
新租税特別措置法第六十八条の十三第四項、新租税特別	次条第五項	第六十八条の九第十一項（前条 第五項）	平成二十三年改正法附則第九十四条の規定によりなおその効力を有するものとされる平成二十三年改正法第二十条の規定による改正前の租税特別措置法（第十二項において「旧効力措置法」という。）第四十二条の五第二項 新租税特別措置法第六十八条の九第十一項（新租税特別措置法第六十八条の九の二第七項 新租税特別措置法第六十八条の十第五項、新租税特別措置法第六十八条の十一第五項



## 第十四項

「租税特別措置法第六十八条の

## 十第五項（

「所得税法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律  
第一号）附則第二百二十二条の規定によりなおその効  
力を有するものとされる同法第二十条の規定による改正  
前の租税特別措置法（以下「旧効力連結措置法」とい  
う。）第六十八条の十第五項（

租税特別措置法第六十八条の十

## 第五項】

租税特別措置法第六十八条

## の十第五項

「旧効力連結措置法第六十八条の十第五項」

及び租税特別措置法第六十八条

## の十第五項

（連結法人がエネルギー環境負荷低減推進設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除に關  
する経過措置）

第一百二十二条 新租税特別措置法第六十八条の十の規定は、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全  
支配関係にある連結子法人が施行日以後に取得又は製作若しくは建設をする同条第一項に規定するエネル

ギー環境負荷低減推進設備等について適用する。

2 前条の規定の適用がある場合における新租税特別措置法第六十八条の十の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

第二項	第六十八条の十五の二	第六十八条の十五の二並びに所得税法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第 号）附則第百二十一条の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第二十条の規定による改正前の租税特別措置法（以下この項及び次項において「旧効力措置法」という。）第六十八条の十第二項、第三項及び第五項	調整前連結税額の百分の二十に相当する金額	調整前連結税額の百分の二十に相当する金額（旧効力措置法第六十八条の十第二項の規定により当該供用年度の連結所得に対する調整前連結税額から控除される金額がある場合には、当該金額を控除した残額）
-----	------------	--	----------------------	--

第三項	帰せられる金額の百分の二十に相当する金額（旧効力措置法第六十八条の十第二項の規定により当該供用年度の連結所得に対する調整前連結税額から控除される金額のうち当該中小連結親法人又はその中小連結子法人に帰せられる金額がある場合には、当該金額を控除した残額）
控除される金額がある場合には、当該金額	控除される金額がある場合又は旧効力措置法第六十八条の十第二項若しくは第三項の規定により当該連結事業年度の連結所得に対する調整前連結税額から控除される金額がある場合には、これらの金額
又はその連結子法人に帰せられる金額がある場合には、当該金額	若しくはその連結子法人に帰せられる金額がある場合又は旧効力措置法第六十八条の十第二項若しくは第三項の規定により当該連結事業年度の連結所得に対する調整前連結税額から控除される金額のうち当該連結親法人若し

くはその連結子法人に帰せられる金額がある場合には、

これらの金額

(中小連結法人が機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除に関する経過措置)

第一百二十三条 新租税特別措置法第六十八条の十一第九項及び第十項の規定は、施行日以後に連結確定申告書等の提出期限が到来する法人税について適用し、施行日前に連結確定申告書等の提出期限が到来した法人税については、なお従前の例による。

(連結法人が事業基盤強化設備等を取得した場合等の特別償却又は法人税額の特別控除に関する経過措置)

第一百二十四条 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日前に取得又は製作をした旧租税特別措置法第六十八条の十二第一項に規定する事業基盤強化設備等については、なお従前の例による。

2 旧租税特別措置法第六十八条の十二第五項に規定する連結法人の法人税法第十五条の二第一項に規定する連結親法人事業年度が施行日前に開始した連結事業年度分の法人税については、なお従前の例による。